

改正

平成一六年一〇月条例第二七号  
平成一六年一二月条例第三五号  
平成一七年 三月条例第一九号  
平成一七年 六月条例第四九号  
平成一八年 三月条例第二五号  
平成一八年一〇月条例第四五号  
平成一九年 三月条例第二一号  
平成一九年一二月条例第四六号  
平成二一年 三月三一日条例第一六号  
平成二二年一二月一五日条例第二九号  
平成二四年 七月一〇日条例第三九号  
平成二四年一一月 一日条例第四五号  
平成二四年一二月二〇日条例第五八号  
平成二五年 六月二八日条例第三二号  
平成二六年 三月二〇日条例第三二号  
平成二八年一〇月三一日条例第四六号  
平成二八年一二月二〇日条例第五四号  
平成二九年一二月二〇日条例第三九号  
平成三一年 三月二九日条例第三二号  
令和 元年一二月二〇日条例第三七号  
令和 三年 六月三〇日条例第二八号  
令和 三年一一月 五日条例第三八号

江戸川区自転車駐車場条例

(設置)

第一条 自転車等の利用者の利便を図り、江戸川区民の良好な生活環境の向上に資するため、江戸川区自転車駐車場（以下「駐車場」という。）を別表第一のとおり設置する。

一部改正〔平成一六年条例三五号・三一年三二号〕

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 自転車 道路交通法（昭和三十五年法律第百五号。以下「法」という。）第二条第一項第十一号の二に規定する自転車をいう。
- 二 原動機付自転車 法第二条第一項第十号に規定する原動機付自転車をいう。
- 三 自動二輪車 法第三条に規定する大型自動二輪車（側車付きのものを除く。）及び普通自動二輪車（側車付きのものを除く。）をいう。
- 四 自転車等 自転車並びに原動機付自転車及び自動二輪車をいう。
- 五 当日使用 江戸川区規則（以下「規則」という。）で定める使用時間（以下「使用時間」という。）内における一日を限度とする一回の駐車場の使用をいう。
- 六 定期使用 一箇月又は三箇月を単位とする使用時間内の駐車場の使用をいう。
- 七 学生 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、同法第二百二十四条に規定する専修学校、同法第三百三十四条に規定する各種学校その他江戸川区長（以下「区長」という。）が適当と認める学校で修業する者をいう。

一部改正〔平成一六年条例三五号・一九年四六号・二八年四六号・令和三年三八号〕

(使用の手続等)

第三条 当日使用しようとする者は、使用する際に区長（第十一条の規定により区長が指定する者（以下「指定管理者」という。）が管理する駐車場にあっては、指定管理者。以下第三項まで、第五条及び第八条において同じ。）に申請し、その承認を受けなければならない。

- 2 定期使用しようとする者は、規則で定めるところにより区長に申請し、その承認を受けなければならない。
- 3 区長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前二項の承認を与えないことができる。
  - 一 駐車場の収容台数を超えるとき。
  - 二 前号に掲げるもののほか、駐車場の管理上支障があると認めるとき。
- 4 駐車場を使用することができる種別（自転車等の種類及び当日使用又は定期使用のいずれであるかの区別をいう。）については、駐車場ごとに区長が別に定める。

一部改正〔平成二五年条例三二号・二九年三九号・令和三年三八号〕

(使用料等)

第四条 前条第一項及び第二項の使用の承認（以下「使用承認」という。）を受けた者（以下「使用者」という。）は、直ちに別表第二に定める使用料を納付しなければならない。ただし、駐車場のうち、江戸川区篠崎駅東駐輪場の二階部分を使用する場合の使用料は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 当日使用で二時間以内の使用（自転車を駐車した後、二時間以内に出庫することをいう。）をする場合 無料

二 前号に規定する以外の場合 別表第二に規定する使用料を五割減じた額（十円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）

2 使用者は、使用承認された期間を超えて自転車等を駐車したときは、前項に定める使用料に加え、その超過した日数に応じた使用料相当額を納付しなければならない。

3 使用料及び使用料相当額（以下「使用料等」という。）は、区長が特別の理由があると認めるときは、減額し、又は免除することができる。

4 駐車場の付帯設備、その使用料及びその利用に関する手続等については、規則の定めるところによる。

5 既納の使用料等は、還付しない。ただし、区長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

一部改正〔平成一六年条例三五号・一七年一九号・二四年五八号・二六年三二号・二八年四六号・二九年三九号・令和三年二八号・三八号〕

（利用料金等）

第四条の二 駐車場の利用料金（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第八項に規定する利用料金をいう。以下同じ。）は、別表第二に規定する使用料の額の範囲内において、指定管理者が区長の承認を得て定めるものとする。

2 使用者は、直ちに前項に定める利用料金を指定管理者に納付しなければならない。

3 使用者は、使用承認された期間を超えて自転車等を駐車したときは、第一項に定める利用料金に加え、その超過した期間の日数に応じた利用料金相当額を納付しなければならない。

4 指定管理者は、あらかじめ区長が定める基準に従い、利用料金及び利用料金相当額（以下「利用料金等」という。）を減額し、又は免除することができる。

5 指定管理者が管理する駐車場の付帯設備の利用料金及びその利用に関する手続等については、規則の定めるところによる。

6 既納の利用料金等は、還付しない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、

その全部又は一部を還付することができる。

追加〔平成二九年条例三九号〕、一部改正〔令和元年条例三七号・三年三八号〕

（未納付者への通知）

第四条の三 区長は、使用料等又は利用料金等が未納の場合について、未納付者（使用料等又は利用料金等を納付していない使用者をいう。以下同じ。）を確認できるものについては、当該未納付者に対し、使用料等又は利用料金等を納付し、自転車等を速やかに引き取るよう通知しなければならない。

追加〔令和三年条例三八号〕

（使用承認の取消し等）

第五条 区長は、駐車場の使用について、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その使用を停止し、又は使用承認を取り消すことができる。

- 一 偽りその他不正の手段により使用承認を受けたとき。
- 二 この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- 三 使用の目的又は区長の指示に違反したとき。
- 四 前三号に掲げるもののほか、区長が特に必要があると認めるとき。

（使用権の譲渡等の禁止）

第六条 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

（駐車場の不正使用に対する措置）

第七条 区長は、駐車場内に規則で定める自転車等があるときは、当該自転車等を撤去することができる。

- 2 区長は、前項の規定により自転車等を撤去したときは、撤去した旨及び保管場所を現場に表示するとともに、当該自転車等を保管しなければならない。ただし、明らかに自転車等の機能を喪失していると認められ、かつ、所有者が確認できないものについては、直ちに廃棄等の処分をすることができる。
- 3 区長は、前項本文の規定により自転車等を保管したときは、撤去し、及び保管した旨、返還方法、第五項の規定により売却又は廃棄等の処分をする旨その他規則で定める事項を告示しなければならない。
- 4 区長は、第二項本文の規定により保管した自転車等について、所有者を確認できるものについては、当該所有者に対し、速やかに引き取るよう通知しなければならない。この場合においては、第二項の規定により売却又は廃棄等の処分をする旨を併せて通知するものとする。

- 5 区長は、第三項の規定による告示の日から相当の期間を経過してもなお所有者等の引取りのない自転車等（自動二輪車を除く。以下この項及び第七条の三において同じ。）については、これを売却し、その売却した代金を保管することができる。この場合において、当該自転車等につき、買受人がないとき又は売却することができないと認められるときは、区長は、当該自転車等について、廃棄等の処分をすることができる。
- 6 区長は、第三項の規定による告示の日から起算して六月を経過してもなお第二項の規定により保管した自転車等（前項の規定により売却した代金を含む。以下この項において同じ。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権を取得することができる。

全部改正〔令和三年条例三八号〕

（撤去費用の徴収）

第七条の二 区長は、前条第一項の規定により自転車等を撤去したときは、次の各号に掲げる自転車等の区分に応じ、当該各号に定める費用を当該自転車等の所有者等から徴収する。ただし、区長が特別の理由があると認めるときは、これを免除することができる。

- 一 自転車 四千円
- 二 原動機付自転車 四千五百円
- 三 自動二輪車 九千円

追加〔令和三年条例三八号〕

（売却代金の返還）

第七条の三 区長は、第七条第五項の規定により売却した自転車等について、同条第三項の告示の日から起算して六月以内に当該自転車等の所有者等がその返還を求めたときは、その売却代金を返還するものとする。

追加〔令和三年条例三八号〕

（禁止行為）

第八条 駐車場内では、何人も次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 施設又は付帯設備を毀損し、又は汚損すること。
- 二 他の自転車等の駐車を妨げること。
- 三 指定された場所以外に自転車等を駐車すること。
- 四 自転車等を長期間放置すること。
- 五 発火、引火若しくは爆発のおそれのある物又は悪臭を発する物を持ち込むこと。
- 六 みだりに火気を使用し、騒音を発し、又はごみその他の汚物を捨てること。

七 広告物を設置し、又はチラシを配布すること。

八 前各号に掲げるもののほか、区長が管理上支障があると認めること。

一部改正〔平成一六年条例三五号・二四年三九号・五八号・二八年四六号・三一年三二号〕

（損害賠償の義務）

第九条 駐車場の施設若しくは付帯設備を毀損し、又は滅失させた者は、区長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、区長がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

一部改正〔平成二四年条例三九号・四五号・五八号〕

（区の免責）

第十条 駐車場内において、第三者に起因して生じた使用者の損害については、江戸川区はその責めを負わない。

一部改正〔平成三一年条例三二号〕

（駐車場の標識）

第十条の二 道路法（昭和二十七年法律第百八号）第二十四条の三の規定により特別区道に附属する駐車場に設ける標識には、次に掲げる事項を明示する。特別区道に附属する駐車場ではない駐車場に設ける標識についても、同様とする。

一 使用料又は利用料金の額

二 駐車することができる時間

三 使用料又は利用料金の徴収方法

四 前三号に掲げるもののほか、駐車場の使用に関し必要と認める事項

2 前項の標識は、駐車場を使用しようとする者の見やすい場所に設けるものとする。

追加〔平成二四年条例五八号〕、一部改正〔平成二九年条例三九号・三一年三二号〕

（駐車場の管理）

第十一条 駐車場（駐車場の付帯設備を含む。次条第一号において同じ。）の管理は、地方自治法第二百四十四条の二第三項の規定により、区長が指定する者に行わせることができる。

追加〔平成二九年条例三九号〕、一部改正〔令和元年条例三七号〕

（指定管理者が行う業務）

第十二条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 使用の承認、使用の取消しその他駐車場の運営に関すること。

二 施設等の維持管理（軽微な修繕工事を含む。）に関すること。

三 前二号に掲げるもののほか、区長が必要と認める業務に関すること。

追加〔平成二九年条例三九号〕

(指定管理者の指定等)

第十三条 区長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、公募するものとする。

2 指定管理者の指定を受けようとする者は、事業計画書その他規則で定める書類を区長に提出しなければならない。

3 区長は、前項の規定により提出された書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、駐車場の設置目的を最も効果的に達成できる能力を有していると認めた者を指定管理者の候補者として選定し、議会の議決を得て指定管理者を指定するものとする。

追加〔平成二九年条例三九号〕

(委任)

第十四条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

一部改正〔平成一七年条例四九号・二九年三九号〕

付 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成十二年三月規則第四号で、同十二年四月一日から、ただし、条例及び規則中定期使用の申請、承認及び使用料に関する規定は、同十二年三月二十日から施行)

付 則(中間省略)

付 則(平成一七年三月二五日条例第一九号)

(施行期日等)

1 この条例は、平成十七年四月一日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、別表第一の改正規定は、同年十月一日から施行する。

2 この条例による改正後の江戸川区自転車駐車場条例別表第二の規定は、施行日以後に使用する者から適用し、同日前に使用する者及び施行日前に既に定期使用の承認を受けている者(次項の規定により施行日以後の定期使用に係る承認を受けた者を除く。)については、なお従前の例による。

3 施行日以後の定期使用に係る申請その他使用のための必要な準備は、施行日前においても行うことができる。

付 則（中間省略）

付 則（平成一八年一〇月二〇日条例第四五号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、江戸川区規則で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、別表第一江戸川区一之江駅西口駐輪場の項の改正規定は、平成十八年十一月六日から施行する。

（平成十九年三月規則第四十五号で、同十九年四月二日から施行）

- 2 施行日以後の定期使用に係る申請その他使用のための必要な準備は、施行日前においても行うことができる。

付 則（平成一九年三月二〇日条例第二一号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、江戸川区規則で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（平成十九年十一月規則第六十三号で、別表第一江戸川区平井駅東駐輪場の項を加える改正規定は、同十九年十一月一日から施行）

（平成二十年四月規則第二十七号で、別表第一江戸川区瑞江駅東四号駐輪場の項の次に江戸川区篠崎駅東駐輪場の項及び江戸川区篠崎駅西口駐輪場の項を加える改正規定を除く部分は、同二十年四月一日から施行）

（平成二十年五月規則第四十七号で、別表第一江戸川区瑞江駅東四号駐輪場の項の次に江戸川区篠崎駅東駐輪場の項及び江戸川区篠崎駅西口駐輪場の項を加える改正規定は、平成二十年六月一日から施行）

- 2 施行日以後の定期使用に係る申請その他使用のための必要な準備は、施行日前においても行うことができる。

付 則（平成一九年一二月二六日条例第四六号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成二一年三月三一日条例第一六号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、江戸川区規則で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。（平成二十一年十月規則第五十七号で、別表第一江戸川区平井駅南口駐車場の項及び江戸川区西葛西駅東二号駐車場の項を加える改正規定は、同二十一年

十月一日から施行) (平成二十一年十一月規則第六十三号で、別表第一江戸川区瑞江駅北駐輪場の項を加える改正規定は、平成二十一年十二月一日から施行)

- 2 施行日以後の定期使用に係る申請その他使用のための必要な準備は、施行日前においても行うことができる。

付 則 (平成二二年一二月一五日条例第二九号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、江戸川区規則で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。(平成二十三年三月規則第三号で、同二十三年四月一日から施行)
- 2 施行日以後の定期使用に係る申請その他使用のための必要な準備は、施行日前においても行うことができる。

付 則 (平成二四年七月一〇日条例第三九号)

改正

平成二四年一一月 一日条例第四五号

この条例は、平成二十四年十一月五日から施行する。

追加〔平成二四年条例四五号〕

付 則 (平成二四年一一月一日条例第四五号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、平成二十四年十一月五日から施行する。ただし、別表第一の改正規定(江戸川区京成小岩駅東駐輪場の項、江戸川区京成小岩駅南駐輪場の項、江戸川区京成小岩駅北駐輪場の項及び江戸川区京成小岩駅北二号駐輪場の項に係る部分に限る。)は、江戸川区規則で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。(平成二十五年二月規則第三号で、同二十五年四月一日から施行)
- 2 施行日以後の定期使用に係る申請その他使用のための必要な準備は、施行日前においても行うことができる。

(江戸川区自転車駐車場条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 3 江戸川区自転車駐車場条例の一部を改正する条例(平成二十四年七月江戸川区条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

付 則 (平成二四年一二月二〇日条例第五八号)

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

付 則（平成二五年六月二八日条例第三二号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、江戸川区規則で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。（平成二十五年八月規則第五十八号で、同二十五年九月一日から施行）
- 2 施行日以後の定期使用に係る申請その他使用のための必要な準備は、施行日前においても行うことができる。

付 則（平成二六年三月二〇日条例第三二号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成二十六年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。
- （経過措置）
- 2 この条例による改正後の江戸川区自転車駐車場条例別表第二の規定は、施行日以後に使用する者から適用し、同日前に使用する者及び同日前に既に使用の承認を受けている者については、なお従前の例による。

付 則（平成二八年一〇月三十一日条例第四六号）

この条例は、江戸川区規則で定める日から施行する。（平成二十八年十二月規則第九十九号で、同二十九年二月一日から施行）

付 則（平成二八年一二月二〇日条例第五四号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成二十九年二月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
  - 一 別表第一江戸川区瑞江駅南口駐輪場の項の次に一項を加える改正規定 平成二十九年四月一日
  - 二 別表第一江戸川区瑞江駅東二号駐輪場の項を削る改正規定 江戸川区規則で定める日（平成二十九年六月規則第四十二号で、同二十九年七月一日から施行）
- （経過措置）
- 2 この条例の施行の際現に改正前の江戸川区自転車駐車場条例別表第一に規定する江戸川区瑞江駅東三号駐輪場を利用している者の当該利用については、なお従前の例による。
- 3 付則第一項第二号の規定の施行の際現に改正前の江戸川区自転車駐車場条例別表第一に規定す

る江戸川区瑞江駅東二号駐輪場を利用している者の当該利用については、なお従前の例による。

付 則（平成二九年一二月二〇日条例第三九号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成三十一年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 指定管理者（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、江戸川区長が指定する者をいう。）の指定その他指定のために必要な準備及び江戸川区自転車駐車場の使用の手続その他使用のために必要な準備は、施行日前においても行うことができる。

付 則（平成三一年三月二九日条例第三二号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成三十一年十月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の別表第二の規定は、施行日以後に使用する者から適用し、同日前に使用する者及び同日前に既に使用の承認を受けている者については、なお従前の例による。

付 則（令和元年一二月二〇日条例第三七号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和三年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 江戸川区自転車駐車場の付帯設備の利用の手続その他利用のために必要な準備は、施行日前においても行うことができる。

付 則（令和三年六月三〇日条例第二八号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和三年八月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の規定は、施行日以後に使用する者から適用し、施行日前に使用する者及び施行日前に既に使用の承認を受けている者については、なお従前の例による。

付 則（令和三年一一月五日条例第三八号）

( 施行期日 )

- 1 この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。

( 経過措置 )

- 2 この条例による改正後の第七条の二の規定は、施行日以後に撤去した自動二輪車（法第三条に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車をいう。以下同じ。）について適用し、施行日前に撤去した自動二輪車については、なお従前の例による。

別表第一（第一条関係）

名称	位置
江戸川区一之江駅西口駐輪場	江戸川区一之江七丁目三六番先
江戸川区一之江駅北口駐輪場	江戸川区一之江三丁目五番一号
江戸川区一之江駅東口駐輪場	江戸川区一之江八丁目一四番一号先
江戸川区東大島駅駐輪場	江戸川区小松川一丁目五番二号先
江戸川区平井駅南口駐輪場	江戸川区平井三丁目三〇番一号
江戸川区平井駅北口駐輪場	江戸川区平井五丁目一八番八号先
江戸川区平井駅西駐輪場	江戸川区平井五丁目一五番先
江戸川区平井駅東駐輪場	江戸川区平井五丁目二三番先
江戸川区船堀駅中央駐輪場	江戸川区船堀四丁目一番二一号
江戸川区船堀駅東一号駐輪場	江戸川区船堀四丁目七番四号
江戸川区船堀駅東二号駐輪場	江戸川区船堀四丁目六番一九号
江戸川区船堀駅西一号駐輪場	江戸川区船堀二丁目二三番八号
江戸川区船堀駅西二号駐輪場	江戸川区船堀二丁目一五番一六号
江戸川区葛西駅東口駐輪場	江戸川区東葛西六丁目三番二〇号先
江戸川区葛西駅東二号駐輪場	江戸川区東葛西六丁目一九番一号
江戸川区葛西駅西口駐輪場	江戸川区中葛西五丁目四三番一五号先
江戸川区西葛西駅南口駐輪場	江戸川区西葛西六丁目一五番一号先
江戸川区西葛西駅北口駐輪場	江戸川区西葛西五丁目六番一号先
江戸川区西葛西駅東駐輪場	江戸川区西葛西六丁目二二番八号
江戸川区西葛西駅東二号駐輪場	江戸川区西葛西六丁目二二番八号
江戸川区西葛西駅西駐輪場	江戸川区西葛西六丁目二番一三号

江戸川区葛西臨海公園駅東駐輪場	江戸川区臨海町六丁目三番六号
江戸川区葛西臨海公園駅西駐輪場	江戸川区臨海町六丁目三番三号
江戸川区小岩駅東駐輪場	江戸川区南小岩八丁目一六番九号
江戸川区小岩駅西一号駐輪場	江戸川区南小岩六丁目一七番六号
江戸川区小岩駅西二号駐輪場	江戸川区南小岩六丁目一六番八号
江戸川区小岩駅西三号駐輪場	江戸川区南小岩六丁目一六番一号
江戸川区京成小岩駅東駐輪場	江戸川区北小岩五丁目二番先
江戸川区京成小岩駅南駐輪場	江戸川区北小岩二丁目八番先
江戸川区京成小岩駅南二号駐輪場	江戸川区北小岩二丁目九番二号
江戸川区京成小岩駅北駐輪場	江戸川区北小岩六丁目一一番先
江戸川区京成小岩駅北二号駐輪場	江戸川区北小岩六丁目三二番三号
江戸川区瑞江駅南口駐輪場	江戸川区瑞江二丁目二番一号先
江戸川区瑞江駅南二号駐輪場	江戸川区東瑞江一丁目二六番一号
江戸川区瑞江駅北駐輪場	江戸川区瑞江二丁目一三番一一号
江戸川区瑞江駅東一号駐輪場	江戸川区瑞江二丁目三番六号
江戸川区瑞江駅東四号駐輪場	江戸川区南篠崎町三丁目六番七号
江戸川区瑞江駅東五号駐輪場	江戸川区瑞江二丁目一八番六号
江戸川区篠崎駅東駐輪場	江戸川区篠崎町二丁目一五番二号
江戸川区篠崎駅西口駐輪場	江戸川区篠崎町七丁目二〇番一九号

全部改正〔平成二四年条例四五号〕、一部改正〔平成二四年条例四五号・二五年三二号・二八年四六号・五四号〕

別表第二（第四条、第四条の二関係）

種別		使用料		
自転車	当日使用	一日につき	一〇〇円	
	定期使用	一箇月につき	一般	一、八八〇円
			学生	一、〇五〇円
		三箇月につき	一般	五、一三〇円
			学生	二、八三〇円
	原動機付自転車	当日使用	一日につき	二一〇円

	定期使用	一箇月につき	一般	三、七七〇円
			学生	三、一五〇円
		三箇月につき	一般	一〇、二七〇円
			学生	八、三八〇円
自動二輪車	当日使用	一日につき		三二〇円

全部改正〔平成三一年条例三二号〕